

## 第3編 各種犯罪者の動向と処遇

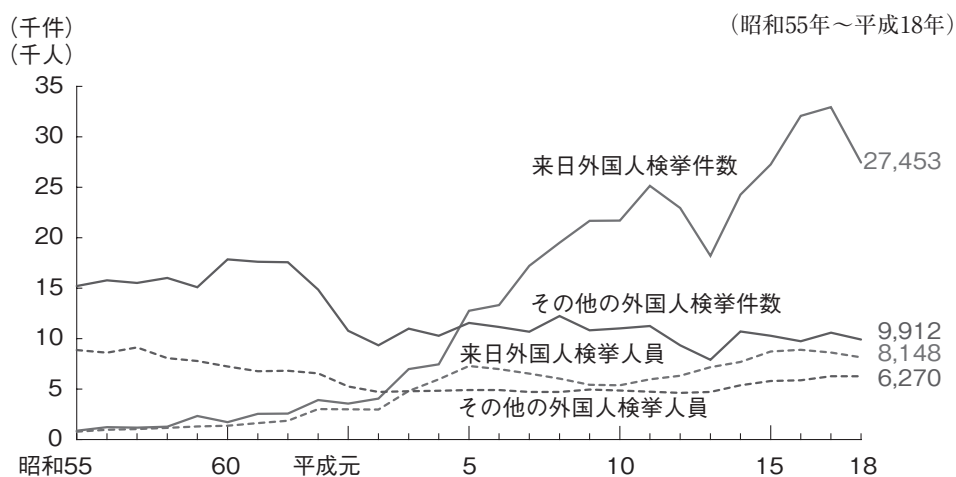
### 1 外国人犯罪者

#### (1) 犯罪の動向

##### ア 刑法犯

平成18年の外国人による一般刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。）の検挙件数は、過去最多を記録した前年より6,257件（前年比14.3%減）、同じく検挙人員も前年より368人（同2.5%減）減少した。このうち、来日外国人については、一般刑法犯の検挙件数は2万7,453件で、過去最多であった前年より5,584件（16.9%）減少し、同検挙人員は2年連続でやや減少した。

外国人による一般刑法犯の検挙件数・検挙人員の推移（来日・その他別）



注 1 警察庁の統計による。  
2 道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。

##### イ 特別法犯

平成18年の来日外国人による特別法犯（交通法令違反を除く。）の送致件数は1万2,675件（前年比14.5%減）、送致人員は1万724人（同15.4%減）であり、いずれも2年連続で減少した。

その内訳を見ると、入管法違反の検挙件数は、1万100件（前年比17.2%減）であり、過去最多となった平成16年に比べて2年連続で減少した。違反態様別では、不法残留が5,812件と最も多く、次いで、不法在留2,822件となっている。また、薬物関係法令違反の検挙件数は981件（前年比6.6%減）、売春防止法違反の検挙件数は253件（同9.1%増）であった。

## (2) 検察庁等における処理状況等

平成18年の来日外国人被疑事件の検察庁新規受理人員（交通関係業過及び道交違反を除く。）は、2万205人（前年比18.3%減）であり、国籍等別に見ると、中国が36.0%と最も高く、次いで、韓国・朝鮮（15.7%）、フィリピン（9.0%）、ブラジル（6.9%）、タイ（3.7%）、ベトナム（3.7%）の順であった。

平成18年の来日外国人被疑事件の検察庁終局処理人員（交通関係業過及び道交違反を除く。）は、2万276人（うち、公判請求人員は9,310人）であり、これを罪名別に見ると、一般刑法犯（7,285人）では、窃盗が53.4%と最も高く、次いで、傷害（11.8%）、横領（6.1%）、文書偽造（6.1%）の順であった。特別法犯（1万2,991人）では、入管法違反が76.0%と最も高く、次いで、覚せい剤取締法違反（5.3%）の順であった。

平成18年の通常第一審（地方裁判所及び簡易裁判所に限る。）における外国人事件（外国人が被告人となった事件をいう。）の有罪人員は8,486人であり、このうち、通訳・翻訳人の付いた外国人事件の有罪人員は7,113人であった。また、有罪人員総数に占める外国人事件の有罪人員の比率は9.8%となっている。

平成18年の外国人新受刑者は、2,062人（前年比10.6%減）であった。このうち、F指標受刑者は1,350人であり、国籍別に見ると、中国（台湾を含む。）が538人と最も多く、次いで、ブラジル（161人）、韓国・朝鮮（133人）、イラン（80人）、ベトナム（79人）の順であった。

平成18年の外国人の保護観察新規受理人員は、2,100人であり（前年比1.6%減）、これを種類別に見ると、仮釈放者が1,507人と最も多く、次いで、保護観察処分少年（394人）、少年院仮退院者（117人）、保護観察付執行猶予者（82人）の順であった。

## 2 暴力団犯罪者

### (1) 暴力団の犯罪

平成18年12月31日現在の暴力団構成員等は、約8万4,700人（うち暴力団構成員は約4万1,500人）である。また、同日現在、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律により、21団体が指定暴力団として指定されており、六代目山口組、稲川会及び住吉会の3団体に所属する暴力団構成員が、全暴力団構成員の約76%を占めている。

平成18年の暴力団構成員等による一般刑法犯及び特別法犯（交通法令違反等を除く。）の検挙人員は、2万8,417人（前年比4.1%減）であった。これを罪名別に見ると、覚せい剤取締法違反が最も多く、次いで、傷害、窃盗、恐喝の順であった。

## (2) 銃器犯罪

平成18年の銃器発砲事件数は、53件（前年比23件、30.3%減）であり、これによる死亡者は2人（同8人減）であった。また、けん銃の押収丁数は458丁（前年比31丁（6.3%）減）で、このうち407丁（88.9%）が真正けん銃であった。

## (3) 処遇

平成18年の暴力団関係者の起訴率は、74.8%であった。

同年の新受刑者中の暴力団加入者数は、4,143人（新受刑者総数の12.5%）であった。

同年の保護観察新規受理人員に占める暴力団関係者の比率は、仮釈放者において10.2%、保護観察付執行猶予者において5.5%であった。

# 3 薬物犯罪者

## (1) 薬物犯罪の動向

覚せい剤取締法違反の検挙人員は、平成9年及び12年に2万人近くに達した後、13年以降は、おおむね減少傾向にあり、18年は1万1,821人（前年比12.8%減）であった。警察が検挙したものの限りにおいて、違反態様別に見ると、使用が最も多く（警察が検挙した検挙人員総数に占める比率は56.1%）、次いで、所持（同34.7%）であり、総数に占める営利犯の比率は4.2%であった。年齢層別では、20歳代及び30歳代が多く、昭和60年代以降は20歳代が最も高かったが、平成14年以降は30歳代が最も高くなっている。18年における外国人の検挙人員は702人（検挙人員総数に占める比率は6.0%）であった。

平成18年における覚せい剤の押収量は、粉末14万3,967グラム（前年比17.2%増）、液47ミリリットル（同72.5%減）であった。最近の特徴として、MDMA等錠剤型合成麻薬の押収量が急増していたが、18年は大幅に減少した。他方、ヘロイン、LSD、あへんの押収量が、前年より増加した。

また、麻薬特例法の没収・追徴規定による没収・追徴金額の合計は約25億600万円であった。

## (2) 薬物犯罪者の処遇

覚せい剤取締法違反の起訴率は、最近20年間、おおむね80～90%前後で推移しており、平成18年は83.9%であった。

覚せい剤取締法違反により通常第一審において懲役刑の言渡しを受けた者の刑期別有罪人員では、刑期が1年未満の者は、昭和55年ころまで半数を超えていたが、その後急激に減少している。他方、刑期が2年以上の者の比率が上昇しており、量刑が次第に重くなっている。

覚せい剤取締法違反の新受刑者の年齢層別構成比では、男女ともに30歳代の比率が最も高く、特に女子では、平成18年には42.6%を占めている。

保護観察新規受理人員に占める薬物犯罪者（麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法及び毒物及び劇物取締法の各違反の罪を犯した者をいう。）の比率は、平成18年は、仮釈放者では22.2%、保護観察付執行猶予者では10.7%であった。

## 4 精神障害のある犯罪者

### (1) 犯罪の動向

平成18年における一般刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。）の検挙人員のうち、精神障害者は1,054人（前年比9.6%増）、精神障害の疑いのある者は1,491人（同2.9%増）であった（精神障害者及び精神障害の疑いのある者を「精神障害者等」という。）。同検挙人員に占める精神障害者等の比率は0.7%であり、罪名別に見ると、放火が最も高く、次いで、殺人であった。

### (2) 刑事手続の状況

#### ア 検察庁及び裁判所における処理状況

平成18年に検察庁において、心神喪失を理由に不起訴処分に付された被疑者は、540人であり、通常第一審において心神喪失を理由として無罪になった者は5人であった。

#### イ 矯正

平成18年における新受刑者及び少年院新入院者のうち、精神診断の結果、知的障害、神経症性障害又はその他の精神障害と診断された者の数は、新受刑者では1,670人（新受刑者全体の5.1%）、少年院新入院者では278人（新入院者全体の6.2%）であった。

#### ウ 保護観察

平成18年12月31日現在において、成人及び少年の保護観察対象者で「精神障害等対象者」の類型に当たるとされたものは、1,581人（前年同日比9.9%増）であり、保護観察（交通短期保護観察及び短期保護観察を除く。）係属人員の3.3%であった。

### (3) 心神喪失者等医療観察法

#### ア 検察官の申立てに係る審判

平成18年において、心神喪失者等医療観察法に基づいて検察官が審判を申し立てた者は368人であり、対象行為別では傷害等（125人）が最も多く、次いで、放火等（107人）、殺人等（90人）の順であった。

平成18年における保護観察所の生活環境調査事件（検察官の申立てに係る審判に

伴うもの)の受理件数は、366件であった。

また、平成18年において、検察官の申立てに係る地方裁判所の審判における終局処理人員について見ると、入院決定が191人、通院決定が80人であった。

#### イ 入院による医療と退院・入院継続に係る審判

平成18年における保護観察所の生活環境調整事件の受理件数は、191件であった(移送による受理を除く)。

また、平成18年においては、心神喪失者等医療観察法49条に基づく(指定入院医療機関の管理者による)退院許可の申立てが53件、同法50条に基づく(入院している者、その保護者又は付添人による)退院許可及び医療終了の申立てがそれぞれ18件及び8件(回付によるものを除く)受理されており、退院許可決定が28件、医療終了決定が2件なされている。

#### (4) 地域社会における処遇

平成18年における保護観察所の精神保健観察事件の受理件数は、108件(移送による受理を除く)であり、うち退院許可決定によるものが28件(移送による受理を除く)であった。

また、平成18年においては、処遇終了決定が2件、再入院決定が1件であった。